

議案第50号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和5年6月7日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

附属機関	担任する事項
まち・ひと・しごと創生有識者会議	本市の少子化及び人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していく施策の推進に關することその他市長が別に定める事項について調査及び検討をし、市長に報告すること。

を

附属機関	担任する事項
ちくせいシティプロモーションプロジェクト会議	地域資源等を市内外へ発信し、本市の定住人口及び交流関係人口の増加を図ることその他市長が別に定める事項について調査及び検討をし、市長に

	報告すること。	に
まち・ひと・しごと創生有識者会議	本市の少子化及び人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していく施策の推進に関することその他市長が別に定める事項について調査及び検討をし、市長に報告すること。	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表中

市民栄誉賞審査委員会	委員長	日額	5,500円	を
	委員	日額	4,800円	

市民栄誉賞審査委員会	委員長	日額	5,500円	に
	委員	日額	4,800円	
ちくせいシティプロモーションプロジェクト会議	会長	日額	5,500円	に
	委員	日額	4,800円	

改める。